

# 盛土規制法の

申込不要

# 説明会を開催します

○県内全域※を規制区域に指定し、令和7年4月1日から規制を開始する予定です  
○規制区域内で行う盛土等については、許可または届出が必要となります  
※中核市である大津市においては、大津市が区域指定。

1. 対象者 事業関係者（工事主、設計者、工事施行者など）

2. 説明内容

- ・盛土規制法の概要
- ・規制対象行為
- ・申請手続き
- ・技術的基準、など

3. 開催日時と方法

【対面】 説明内容は2日間とも同じです

○令和7年 **1月24日（金）** 14:00~16:30

**滋賀県庁 新館7階大会議室**

（大津市京町4-1-1）

○令和7年 **1月29日（水）** 14:00~16:30

**米原市役所 1階コンベンションホール**

（米原市米原1016番地）

4. 説明資料 開催日1週間前を目途にホームページに掲載します。紙面は準備しておりませんので、端末等をお持ちいただくか、各自打ち出してください。

■ **後日、説明動画をインターネットにアップします。**

リンク先はホームページにてお知らせします。

お問い合わせ

滋賀県 土木交通部 住宅課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-4240

ホームページ

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/soshiki/dobokukotsubu/jyuuminka/>



滋賀県 盛土規制法

検索